

長崎県教育センター庁舎等管理業務委託に係る入札説明書

〒856-0834

大村市玖島1丁目24番地2

長崎県教育センター（総務課）

電話番号 0957-53-1131

FAX 0957-54-0578

入札説明書

下記の入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。入札に参加する者は、この入札説明書その他関係法令を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記3の（1）に掲げるものに説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 公示日 令和8年1月13日（火）

2 「入札に関する条件」及び「注意事項」等

（1）入札に関する内容

- ① 業務の名称 長崎県教育センター庁舎等管理業務委託
- ② 業務の仕様等 別添「長崎県教育センター庁舎等管理業務仕様書（令和8年度）」のとおり
- ③ 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ④ 履行場所 長崎県教育センター

（2）入札の日時及び場所

- ① 日時 令和8年2月26日（木） 10時00分
- ② 場所 長崎県教育センター 4階 小会議室4-1
- ③ 電送及び郵送による入札は認めない。

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の（1）の部局に確認すること。

（3）質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。（FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。）

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

（提出場所）長崎県教育センター（総務課）

FAX 0957-54-0578

（提出期限）令和8年2月16日（月） 15時00分まで

※ 回答については、令和8年2月20日（金）までに書面（FAX）にて回答する。

（4）入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額。）を入札書に記載すること。
- ③ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができないこと。
- ⑤ 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は長崎県教育センター所長あてとすること。
- ・ 入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

（5）最低制限価格

本入札には、最低制限価格は設定しない。

（6）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

- 入札保証金は、入札執行日に提出すること。
- 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出したとき。
 - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（契約書の写し等 2 件以上）を提出したとき。なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

（ア）3,000 万円以上

- (イ)3,000万円未満1,000万円以上
- (ウ)1,000万円未満
- 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・ 入札保証保険証書及び契約書の写し等（2件以上）により入札保証金の免除を受ける場合は、事前に内容を確認するため、令和8年2月20日（金）15時00分までに長崎県教育センター 総務課まで提出すること。
- ・ 入札保証保険証書の被保険者の住所及び氏名は下記のとおりとすること。
住所：長崎県大村市玖島1丁目24番地2
氏名：長崎県教育センター所長 竹之内 覚
- ・ 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して5日目（県の休日を除く）とすること。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とはできない。

② 契約保証金

- 契約保証金は、契約書と同時に提出すること。
- 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。
 - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（履行証明書等2件以上）を提出したとき。なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。
 - (ア)3,000万円以上
 - (イ)3,000万円未満1,000万円以上
 - (ウ)1,000万円未満
- 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

（7）入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに

限る。) の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(8) 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、下記の①から⑦により無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(9) 落札者の決定方法

- ① 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないとあるときは、これに代えて当該入札執行業務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

- ④ 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者との見積の協議を行う。
- ⑤ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ⑥ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(10) 契約書の作成等

- ① 契約書の作成を要する。
- ② 落札決定から5日以内（県の休日を除く）に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- ③ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- ④ その他入札及び契約に関する事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び長崎県財務規則の定めるところによる。

(11) 競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 長崎県教育センター庁舎等管理業務に関する令和8年1月13日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ④ この入札に関する公告の日から2の（2）の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- ⑤ この入札に関する公告の日から2の（2）の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- ⑥ 長崎県内に本店等を有している者、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用している者であること。

(12) 競争入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

3 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

(住所) 〒856-0834 大村市玖島1丁目24番地2

(名称) 長崎県教育センター 総務課

(電話) 0957-53-1131

(2) 入札参加資格審査を得るための申請方法等

① 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和8年2月3日（火）

までの間（県の休日を除く）の午前9時から午後4時までとする。

② 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒856-0834 大村市玖島1丁目24番地2

(名称) 長崎県教育センター 総務課

(電話) 0957-53-1131